

東京電力ホールディングス株式会社に対する

平成 29 年の適格性判断の再確認の進め方

令和 5 年 7 月 12 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 5 年度第 18 回原子力規制委員会臨時会議（6 月 22 日開催）における指示を受け、原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して平成 29 年 12 月に行った適格性に関する判断について、再確認を行うに当たっての判断材料と今後の取組を提案し、その了承を諮るものである。

2. 適格性再確認の判断材料と今後の取組（了承事項）（案）

適格性の再確認に当たっては、以下の 3 つを踏まえ総合的に判断する。

- ① 柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査（基本検査）における検査指摘事項
- ② 追加検査の結果（原子力安全への影響）
- ③ 東京電力における保安規定第 2 条の「原子力事業者としての基本姿勢」（別紙）遵守のための取組の実績

これらのうち、①及び②については追加的な取組は必要ない。

③については、まず、原子力規制庁が東京電力から取組状況を公開会合で聴取した上で、記録確認等が可能な事項（別紙基本姿勢の 4、5 及び 7）は、原子力規制検査（基本検査）により確認する。また、必要に応じて、原子力規制委員会による東京電力の経営層との意見交換及び柏崎刈羽原子力発電所の現地調査等により確認する。

柏崎刈羽原子力発電所の保安規定に定める原子力事業者としての基本姿勢

社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりになき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。
廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。
2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。
福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。
3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。
4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。
社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実にかつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。
5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。
現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。
6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。
7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。